

高梁市公告第26号

高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務について、公募型プロポーザルを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び高梁市財務規則（平成16年高梁市規則第44号）第101条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年5月27日

高梁市長 石 田 芳 生

1. 目的

この実施要領は、高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務に係る受注者を選定するための公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務

(2) 業務内容

別紙「高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務仕様書」のとおり

①経営改善策の立案・実行支援

②実施結果報告書の作成

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

岡山県高梁市成羽町下原301番地 高梁市国民健康保険成羽病院

3. 契約上限額

契約上限額は、10,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とし、高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務の額とする。

※この金額は、プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

公告日（実施要領等公開）

令和7年5月27日（火）

質問書の提出期限

令和7年6月6日（金）

質問回答（ホームページ）	令和 7 年 6 月 11 日（水） 予定
参加申込書等の提出期限	令和 7 年 6 月 13 日（金）
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 6 月 18 日（水）
提案書等の提出期限	令和 7 年 6 月 27 日（金）
ヒアリング日程の通知	令和 7 年 6 月 30 日（月） 予定
ヒアリング・審査	令和 7 年 7 月 4 日（金）
審査結果通知	令和 7 年 7 月 9 日（水） 予定
契約締結	令和 7 年 7 月 16 日（水） 予定

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する単独企業とする。

- （1） 高梁市の令和 7 年度役務・業務競争入札参加資格者名簿に区分「R 委託業務 05 その他」に登録されていること。ただし、実施年度において役務・業務参加資格者名簿に登録がない者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア．登記事項証明書
 - イ．財務諸表（決算書等）
 - ウ．直近年度の国税及び地方税すべての納税証明書（未納税額がないことを確認できるもの）
 - エ．高梁市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第 5 号）
- （2） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- （3） 高梁市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- （4） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （5） 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア．役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ．暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ．役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ．役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力・関与していると認められるとき。
 - オ．役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （6） 過去 5 年間に、医療機関の経営改善コンサルティング業務を元請として受託したことがあるこ

と。

(7) 市税、県税及び国税について滞納がないこと。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。

※電子メール送信後（質問書提出後）、必ず電話で電子メールを送信した旨の連絡を行い、提出先への着信を確認すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年6月6日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先

高梁市国民健康保険成羽病院事務局（後記15参照）

(4) 回答方法

高梁市ホームページへ掲載（令和7年6月11日（水）予定）

なお、質問した事業者名は公表しない。質問内容によっては回答できない場合がある。

8. 参加申込手続。

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務仕様書及び高梁市財務規則（平成16年高梁市規則第44号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

※アについては正本1部、イ及びウについては8部（正本1部・副本7部）

ア. 参加申込書（様式第2号）・同添付書類

イ. 医療機関への経営改善コンサルティング業務導入実績記載書（様式第3号）

ウ. 参加事業者会社概要（様式第4号）・同添付書類

(2) 提出方法

(1) の提出書類を、持参又は郵送にて提出すること。

※1 持参の場合の受付時間は、平日の8時30分から17時までとする。

※2 郵便の場合は、提出期限必着とする。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により書類が提出先に到達しなかったことによる異議については、申し立てることはできない。

(3) 提出期限

令和7年6月13日（金）17時まで（必着）

(4) 提出先

高梁市国民健康保険成羽病院事務局（後記14参照）

(5) 参加資格審査結果の通知

(1) の提出書類について審査の上、令和7年6月18日（水）以降、本プロポーザルの参加資格審査結果（参加資格の有無）について、参加申込みのあった全ての者に個別に電子メールで通知す

る。

9. 提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

上記 8 (5) の参加資格審査結果通知により参加資格を有することが認められた者は、次の書類を提出すること。

※ア及びエ、オについては正本 1 部、イ及びウについては 8 部（正本 1 部・副本 7 部）とし、提出時は種類ごとにまとめて提出する（イからウの各 1 部を 1 冊にまとめない）こと。

ア. 提案書（様式第 6 号）

イ. 企画提案書 ※任意様式

- ・ 提案書のサイズは、A4 判又は A3 判（縦横は問わない。）折込みとすること。なお、既成印刷物（パンフレット等）の使用も可とするが、サイズを A4 判又は A3 判に合わせること。なお、使用する文字サイズは、10 ポイント以上を目安とすること。
- ・ 専門的知識を有しない者でも理解できるよう、専門用語や略語については、注釈を付ける等の配慮を行うこと。
- ・ 用紙下部にページ番号を付すこと。なお、A3 判の場合も連番は 1 ずつ加算する。
- ・ 高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務仕様書等で特に要件としていない項目について提案し、その費用を見積金額に含めたい場合は、その内容を記載し、下記エの見積書（様式第 7 号）の内容と整合させること。

ウ. 見積書（様式第 7 号）※積算内訳書は任意様式

- ・ 高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務仕様書等で特に要件としていない項目について提案し、その費用を見積金額に含めたい場合は、内訳書（任意様式）に記載すること。なお、当該提案が複数ある場合は、業務区分ごとに別途、任意の内訳書を作成してもよい。
- ・ 提案全てを採用するとは限らないので、採用しない場合は契約締結時において仕様を変更し、相当分を減額して契約することがある。

(2) 提出方法

(1) の提出書類を、持参又は郵送にて提出すること。

※1 持参の場合の受付時間は、平日の 8 時 30 分から 17 時までとする。

※2 郵便の場合は、提出期限必着とする。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により書類が提出先に到達しなかったことによる異議については、申し立てることはできない。

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時まで（必着）

(4) 提出先

高梁市国民健康保険成羽病院事務局（後記 15 参照）

10. ヒアリングの開催・審査

(1) 日時

令和7年7月4日（金）（詳細については令和7年6月30日（金）以降、個別に通知する。）

(2) 実施場所

高梁市国民健康保険成羽病院

(3) 所要時間

1者当たり50分以内（説明35分以内、質疑応答15分程度）

(4) 出席者

ヒアリングへの出席者については、1者当たり3名以内とし、他者のヒアリングには出席できない。なお、3名以内であれば一部の者がオンラインで参加してもよいが、その場合の準備（機材設置や通信環境含む。）は全て提案者が行うこと。

11. 審査方法

本実施要領及び高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務仕様書等に基づき提出された提案書等について、高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務プロポーザル審査委員会が次のとおり審査を行う。

- (1) 高梁市西部地区における市立医療・介護施設経営コンサルティング業務「審査基準」の内容に基づく提案書の審査及びヒアリング（プレゼンテーション）評価を行い、審査委員の評価点を合計し、総合計の評価点が最高得点であった者を受注候補者として選定する。なお、提案者が1者のみの場合でも審査し、選定をする。
- (2) 総合計の評価点が同点の場合には、見積書（総額）がより低い者を受注候補者として選定する。
- (3) 最優秀提案者との契約手続きにおいて、その成立に至らなかった場合、(1)の審査における次順位以下の提案者と順次協議を行い、合意に達したものを契約の相手方とする。

12. 審査結果

(1) 通知方法

ヒアリング審査を受けた全ての提案者にメールにて通知する。また、審査結果を高梁市ホームページで公表する。なお、通知及び公表内容に対する異議申し立てには一切応じない。

(2) 通知日

令和7年7月9日（水）予定

(3) 公表内容

公表する審査結果は、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、最優秀提案者以外の提案者名、提案内容は公開しない。

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 提案書の提出は1者につき1案とする。

14. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに参加辞退届出書（様式第8号）を高梁市国民健康保険成羽病院事務局（後記15参照）へ提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア. 参加資格要件を満たしていない場合

イ. 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ. 本実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ. 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ. ヒアリング審査を開催した場合において、正当な理由なく遅刻・欠席した場合

カ. 見積書の金額が契約上限額を超過したとき

(4) 著作権等の権利

提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受注者に選定された者が作成した提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議申立て

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 参加申込が1業者の場合

参加申込が1業者のとき、又は企画提案書の提出が1業者のみであった場合でも、ヒアリング審査を実施し、評価基準に沿って企画提案内容の審査及び評価を行う。

15. 担当課（問合せ・提出先）

高梁市国民健康保険成羽病院事務局 担当：原田

〒716-0111 岡山県高梁市成羽町下原 301 番地

電話番号：0866-42-3111

E-mail : byouinjimu@city.takahashi.lg.jp

別表

高梁市西部地区における医療・介護施設経営コンサルティング業務 審査基準

評価項目	審査事項	配点
1. 導入実績	提案者に本業務と類似する業務経験が十分にあるか。	10
2. 実施体制	確実かつ効率的な業務遂行のための管理体制・人員配置が確保されているか	10
3. 実施方針	業務の特性、目的及び内容を正しく理解し、その実現に有効な方針やスケジュールが示されているか	10
4. 理解度	業務の趣旨や地域の現状、課題の認識は十分であるか	30
5. 適合性	当院の状況に適合した具体的で有効な提案となっているか	30
6. 実現性	実現性の高い提案、取組方法となっているか	30
7. 発想力・独自性	新たな視点や工夫による独自の提案、より効果的に目的を達成できる提案となっているか	30
8. 合理性	経済的に合理性のある提案となっているか	30
9. プレゼンテーション能力	企画提案資料の作成能力及び説明能力は、コンサルティングを担うに十分であるか	10
10. 経費の妥当性	見積金額が企画内容に対して適正になっているか	10
合計		200